

(様式5)

28千保地第3510号
平成28年12月15日

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会会長 様

千葉市長 熊谷 俊人



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成28年12月15日から平成33年12月14日まで

